

緊急通報システム更新等業務委託仕様書

1. 件 名

緊急通報システム更新等業務委託

2. 履行場所・履行期限

(1) 履行場所

- ① 市営田名塩田団地（４０戸） 相模原市中央区田名塩田３丁目３番
- ② 市営上九沢団地 （７６戸） 相模原市緑区上九沢４番地

(2) 履行期限

「３．業務内容」における（１）については、令和９年２月２６日（金）までとする。

「３．業務内容」における（２）～（４）については、令和１９年１月３１日（土）までとする。

3. 業務内容

(1) 緊急通報設備に係る機器更新及び設置業務

ア コントローラー設置業務

発報が行われた場合、その発報を取り消せる設備等を主装置又はその近辺に設置すること。

イ 押しボタン又はペンダント型押しボタン設置業務

a 下記の場所に設置すること。

(a) 浴室 １個

(b) トイレ １個

(c) 入居者手持ち用（単身用：１個 世帯用：２個）

【内 訳】

■市営田名塩田団地（４０戸）

世帯向け：２１戸×４個＝ ８４個

単身向け：１９戸×３個＝ ５７個

合計＝１４１個

■市営上九沢団地 （７６戸）

世帯向け：３６戸×４個＝１４４個

単身向け：４０戸×３個＝１２０個

合計＝２６４個

b 発報が行われた場合、対象住戸内にて警報音を出し、３０秒以内に通報されること。

c 発報における、取消機能を取り付けること。

ウ 人感センサー設置業務

- a 住戸内で入居者の動作を12時間感知しない場合に住宅内に警報音が鳴り、5分以内に通報されること。なお、時間設定については適宜調整可能なものとする。
- b 不在設定時に反応がある場合、切り替えを促す運用であること。

エ 火災報知器及びガス漏れ検知器設置業務

設置機器が電池式の場合には、電池切れによる動作不能を回避できる仕組みとすること。

オ その他

- a 対象住戸での発報と同時に、警備会社へ対象住戸情報と警報種類が転送できる端末を設置すること。なお、通信手段はLTE回線とすること。
- b 緊急通報設備に係る機器で電源が必要な場合には、住戸内から確保すること。
- c 機器に不具合等発生した場合、適宜必要に応じて機器交換等行うこと。
- d 機器については、常に正常運転するよう、適宜必要に応じて機器の点検を行うこと。
- e 契約期間満了時に設置機器の撤去を行う時は、費用等含め、別途協議するもの。

(2) 利用者周知・説明業務

サービス導入時において、利用者及びその家族等に対し、サービス内容、利用方法及び緊急時の対応等について説明を行うこと。

(3) 入居者情報登録・健康相談業務

ア 入居者からの通報に適切に対応するため、緊急連絡先その他緊急対応に必要な情報について、必要に応じて把握・管理すること。

イ 入居者の電話による健康・医療に関する相談に応じること。

(4) 緊急通報受信業務

ア コールボタンからの緊急呼出通報対応業務

- a 本体付属のマイク・スピーカー又は電話による安否の確認
- b 相談員等が事前情報とあわせ事態を判断し、必要に応じて下記の対応を取る。
 - (a) 応急処置の指示
 - (b) 救急車又はタクシーの手配
 - (c) 医療機関の手配
 - (d) 関係者への連絡等
 - (e) 緊急時に住宅に急行する現場対応要員の派遣
- c 生活援助員および市職員との連携

イ 人感センサーによる異常通報対応業務

- a 本体付属のマイク・スピーカー又は電話による安否の確認
- b 必要に応じ、アと同様の対応を行う。

ウ 火災警報通報対応業務

- a 本体付属のマイク・スピーカー又は電話による安否の確認
- b 状況把握ができないときは現場対応要員の派遣
- c 消防署及び関係者への連絡

エ その他

- a 緊急事態が発生し、消防署に出動要請等を行った場合は、あらかじめ指定された緊急連絡先に連絡すること。
- b 緊急事態が発生し、発注者等から現場対応要員の派遣要請があった場合は、時間に関係なく対応すること。

4. 入居者の異動についての対応

委託期間中に入居者の異動が発生し、新規入居者等が発生した場合においても、迅速に前各項の対応が可能な体制を取ること。

5. 委託条件

(1) 受信体制

- ア 24時間常時受信及び現場対応要員の派遣等対応が可能な体制を取り、緊急事態に備えること。
- イ 通報内容に応じ、医療機関、救急・消防機関その他関係機関と適切に連携できる体制を整えること。
- ウ 受信担当者は、他の業務を兼務しないこと。
- エ 受信担当者は、実務経験を持ち緊急時に的確な対応のできる者であること。
- オ 入居者からの利用方法の照会や相談受付が随時可能であること。
- カ 入居者からのシステムの試行、練習が随時可能であること。

(2) 報告書

- ア 緊急通報（正報）時の当日又は翌朝（市役所開庁時間内）に受信状況及び対応の状況、結果について、速やかに発注者に報告すること。
- イ 個人別の緊急通報等の受信状況及び対応の状況、結果について、月次報告書を翌月10日までに発注者に提出すること。
- ウ 入居者の状況について、発注者から照会がある場合は速やかに回答すること。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。